

## こども誰でも通園制度の試行について

### 1. 事業概要

- こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者が就労していなくても、一定時間の範囲内でこどもが保育所等に通園できる制度
- 本制度は令和8年度より全市町村で実施することとなっているが、本市では先行して令和7年度中(令和8年1月から)に試行する予定



### 2. これまでの検討経過

月	内容
5月	子ども・子育て会議(5/14) ・部会での検討を了承
	保育協会園長会及び私立幼稚園協会園長会での説明
	子ども・子育て会議 第1回幼児教育・保育部会会議 (5/26) ・実施要綱策定にあたっての主な論点と課題等
6月	施設向けアンケートの実施 (6/3~7/7)
7月	部会委員による先進地 (佐賀市) 調査 (7/11)
	子ども・子育て会議 第2回幼児教育・保育部会会議 (7/22) ・こども誰でも通園制度の実施に向けての方向性 (案) 等
8月	子ども・子育て会議 第3回幼児教育・保育部会会議 (8/27) ・久留米市におけるこども誰でも通園制度の実施について等
9月	子ども・子育て会議(9/17) ・実施内容等の確認

### 3. 実施内容 (別紙1)

【実施場所】市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園

【利用方法】定期利用 (利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用)

【実施方法】一般型 (施設の利用定員と別に定員設定を行う方法) 又は余裕活用型 (施設の利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法) のいずれかの形態で実施

【利用時間】月20時間 (国制度10時間に市独自で10時間上乘せ)

【利用料】1時間当たり300円 (生活保護世帯及び市民税非課税世帯は減免あり)

## ○参考 1：今後の予定

- ・令和 7 年 9 月 事業者募集、利用者向けアンケートの実施

### 【事業者募集】

令和 8 年 1 月からの実施を希望する事業者を募集

#### (1) 募集期間

令和 7 年 9 月 22 日から 1 か月間程度

#### (2) 実施施設数

3 施設程度

### 【利用者向けアンケートの実施】

満 3 歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、本事業の利用についての意向調査を行う。

#### (1) 内容

別紙 2、別紙 3 のとおり

#### (2) 実施期間

10 月 1 日から 1 か月間程度

#### (3) 周知等

- ・市公式ホームページ及び LINE
- ・乳幼児健康診査の案内に添えてアンケートチラシを送付
- ・保護者が出生連絡票を窓口に提出する際にアンケートチラシを配布

- ・令和 7 年 11 月 施設選考（応募多数の場合）、認可手続
- ・令和 7 年 12 月 設置認可、利用申込受付開始
- ・令和 8 年 1 月 事業実施

## ○参考 2：令和 7 年 4 月 1 日時点の児童数

（単位：人）

	児童数 (①)	在園児数 (②)	未就園児数 (①－②)
0歳児	1,963	368	1,595
1歳児	2,180	1,373	807
2歳児	2,250	1,569	681
合計	6,393	3,310	3,083

## 久留米市におけるこども誰でも通園制度の実施について

令和7年度から本市で実施するこども誰でも通園制度について、以下のとおり実施要綱及びその運用について定めたい。

### 【実施要綱の名称】 久留米市乳児等通園支援事業実施要綱

#### 1 通則及び目的（第1条、第2条関係）

当事業の実施要綱は、国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（以下「国要綱」という。）を踏まえて定めることとし、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的に実施する。

#### 2 実施場所及び事業認可（第4条、第5条関係）

実施場所は市内の認可保育所、認定こども園及び幼稚園とする。本事業を行うにあたり、実施事業者は事業認可が必要。なお、実施場所の種別拡大については、今後の事業の実施状況や利用者ニーズを踏まえて判断したい。

#### 3 事業主体（第6条関係）

本事業の実施主体は市とし、第5条に定める認可を受け、適切に事業を実施できると認められた者に委託することができることとする。

#### 4 対象となるこども（第7条関係）

本事業の対象は、市内に住民登録があり、利用日時点において、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもとする。

事業実施にあたっては、市全体として、当該年齢を受け入れられるように努める。

#### 5 事業内容（第8条関係）

##### (1)利用可能時間、キャンセル時間の取り扱い

対象となるこどもは、一人当たり月20時間を上限として利用可能とする。また、当日キャンセルした場合のキャンセルの時間分は、本事業を利用したものとみなす。

##### (2)利用方法及び実施方法

こどもの成長の観点から、利用方法は、利用する園、月、曜日や時間を固定する定期利用とする。また、実施方式については、一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施又は専用室独立実施）又は余裕活用型乳児等通園支援事業のいずれかの形態で実施する。

なお、利用する園、月、曜日や時間を固定しない利用方法である自由利用の導入については、実施後の状況や利用者ニーズを踏まえて判断したい。

### (3) 委託等先の開所日、開所時間及び利用定員

利用者のニーズや受入体制を鑑み、委託等先が適切に設定する。

### (4) 親子通園

親子通園を可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意する。

### (5) 事前面談

初回の施設利用の前に、必要に応じて委託等先及び利用者において面談等を実施し、事業実施に必要な事項についての共通認識を図るものとする。その際、利用者のアレルギーの有無や健康状態の確認など、利用児童の状況を把握し、安全に預かることができるよう努めるものとする。

### (6) こどもの受入れ

委託等先は、本事業の実施を希望した際に市に提示した受入可能枠の範囲内において利用の申し込みがあった場合には、対象となるこどもの受け入れを行わなければならない。ただし、余裕活用型で定員枠が充足した場合など、職員配置及び委託等先の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。

### (7) (8) 計画と記録、保護者への助言

委託等先は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。また、対象となるこどもを養育する保護者に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

なお、支援計画については、久留米市保育要領に定める保育計画や発達記録等の様式を参考に、実施施設が通常保育において記録している状況等を踏まえ、どのような内容の記載が適切かを検討したい。

### (9) (10) 配慮が必要な家庭への対応

委託等先が、利用中に第3条第2項第6号にある配慮が必要であると判断した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。また、対象となるこどもの家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関と情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

特に障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れについては、国要綱に基づき、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるためにはどのような方策が可能か、市と協議を行うこと。

### (11) 利用当日に通園がない場合の対応

利用当日に、通園がない場合には、対象児童の状況を確認しなければならない。特に、配

慮が必要な家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応する。

#### (12)～(14)安全計画、事故等への対応

設備運営基準第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

本事業の実施中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに関係機関に報告する。また、本事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合、事業者は速やかに損害賠償を行うこと（損害賠償保険の加入の検討）。

#### (15) 給食等の提供

委託等先の判断で給食等の提供は可能とする。その際、利用者に運用方法が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意する。

### 6 設備基準及び職員の配置（第9条関係）

国要綱（3の（5））、設備運営基準（第21条～第26条）、久留米市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び久留米市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱の規定を遵守すること。

### 7 委託料等（キャンセルの取り扱いを含む）（第10条関係）

利用時間は1時間単位とし、国要綱に基づき、委託料、加算額及び減免額を定める。また、当日キャンセルの時間分及び減免された利用料については委託料の支払い対象とする。

なお、加算の対象となるこどもの認定基準については、第3条第2項第7号及び国要綱（3（7）②ア）のとおりとする。

### 8 利用料等及び利用料の減免（第12条～第14条関係）

委託等先は、本事業を利用するこどもの保護者から利用料として、対象となるこども一人1時間あたり300円を徴収する。生活保護法による保護世帯及び市民税非課税世帯については、国要綱に沿って減免する。また、必要に応じて、昼食代やおやつ代などの実費を徴収することができる。

なお、利用予定日に委託等先が定めた期日までに連絡なく利用しなかった場合、実費相当額を含む利用料等の額を上限として、保護者から当該利用料等を徴収することができる。

### 9 指導監督（第15条関係）

認可後は市が委託等先に対して指導監督を行い、委託等先からの相談を受け付けるとともに、事故や災害発生時の対応も含めて、適正な事業の実施に係るアドバイスをを行う。

また、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスをを行うとともに、機会をとらえて、本事業の意義、目的及び仕組みを理解できるよう研修を行う。

## 10 その他

### ◆先行実施施設の選考方法について

令和7年度に先行して実施する施設数は、予算額と応募事業所の所要見込額を勘案し、予算の範囲内で最大限の実施数となるよう調整するなど、利用者にとって本事業を利用しやすい環境になるよう努める。

その調整を行っても予算枠内に収まらない場合は、久留米市子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域の一の区域につき1施設を上限とし、抽選を行う。

### ◆一時預かり事業との兼ね合い（こども誰でも通園制度の実施に関する手引）

一時預かり事業を実施している施設は、こども誰でも通園制度との併用が可能であるため、実施施設の状況を踏まえ、事業実施者が柔軟に対応できるものとする。その場合、国の「実施に関する手引」に示されているように、担当する保育者はできるだけ一貫するよう努めることとする。

◆令和7年度に認可した事業者は、令和8年度以降も継続して実施いただく予定。市としては、今後、本制度の利用環境の充実を図っていく方向で事業を進めていきたいと考えている。現時点では来年度以降の募集時期は未定だが、決まり次第、周知を図りたい。



子育ての相談ができる

利用者アンケート  
\\ 受付中 //こちらのQRコードを  
読み込んで回答ください

# こども誰でも通園制度 アンケートを実施

久留米市は来年度から「こども誰でも通園制度」を開始するため、準備を進めています。それに先立って、令和7年度（令和8年1月）から、3施設程度で開始します。ニーズを把握するため、利用者アンケートを実施しております。ご協力よろしく申し上げます。  
※実施する施設は未定です

## ☑ こども誰でも通園制度とは

保護者の就労の有無に関わらず、子どもが  
保育所などに短時間通うことができる制度

対象者は保育所などに通っていない6カ月から3歳まで。

なお、利用料金は1時間あたり300円、  
利用時間は月20時間までを予定しています

## ☑ アンケート対象

保育所などに通っていない3歳までの子どもを持つ保護者

問い合わせ先：久留米市子ども未来部子ども保育課  
TEL 0942-30-9754 / FAX 0942-30-9718  
MAIL [kodomo@city.kurume.lg.jp](mailto:kodomo@city.kurume.lg.jp)





## 利用者向けアンケート（案）

久留米市は来年度から「こども誰でも通園制度」を開始するため、準備を進めています。それに先立って、令和7年度（令和8年1月）から、3施設程度で開始します。ニーズを把握するため、利用者アンケートを実施しております。ご協力よろしくお願いします。

※実施する施設は未定です

（こども誰でも通園制度とは）

保護者の就労の有無に関わらず、子どもが保育所などに短時間通うことができる制度

対象児童 保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子ども

対象施設 市内の認可保育所、認定こども園及び幼稚園（利用できるのは一人1園まで）

※実施する施設は未定です

利用料金 1時間300円（予定）

利用時間 月20時間（予定）

なお、予約等はインターネット上で操作できるシステムで管理する予定です。

### 【アンケート項目】

1. 現在お子様の年齢は何歳ですか（複数選択可）

1歳未満 1歳 2歳 3歳以上

2. お住いの地域はどこですか

久留米市外 西国分 荘島 日吉 篠山 京町 南薫 鳥飼 長門石

小森野 金丸 東国分 御井 南 合川 山川 上津 高良内 宮ノ陣

山本 草野 安武 荒木 大善寺 善導寺 大橋 青峰 津福 船越

水分 柴刈 川会 竹野 水縄 田主丸 北野 弓削 大城 金島

城島 江上 青木 下田 浮島 犬塚 三潞 西牟田

3. 現在保育所等に通っていない、3歳未満のお子様はいらっしゃいますか

いる（問4へ） いない（問8へ）

4. こども誰でも通園制度を利用したいですか

したい（問5へ） したくない（問6へ） わからない（問7へ）

5-1. 利用したいと思う理由は何ですか（複数選択可）

同年代との交流による子どもの成長を図るため  育児の負担を軽減するため  リフレッシュ時間を確保するため  子育てについて相談できる機会を得るため  その他（自由記述）

5-2. どちらの利用形態を希望しますか

定期利用：決まった施設・時間で利用する方法（毎週月曜日9時から12時までなど）

自由利用：子どもや保護者の都合にあわせて自由に施設や時間を選ぶ方法

定期利用  自由利用

5-3. 特に利用したい時間帯

午前  午後  昼食を挟んだ日中（給食の場合、実費負担額が発生します）

5-4. 利用したい曜日（複数選択可）

平日  土曜日  日曜日

5-5-1. 1回あたりの利用したい時間数

1時間  2時間  3時間  4時間以上

5-5-2. 1月あたりの利用したい回数

1月20時間まで利用ができます

5回以下（4時間×5回以下）  10回以下（2時間×10回以下）  10回以上

6. 利用したくないと思う理由は何ですか（複数選択可）

子どもを預ける必要がない  手間がかかり、利用しづらい  対象となる子どもがいない

その他（自由記述）

7. どのような条件であれば利用したいですか（複数選択可）

利用時間が長い  利用できる施設が近くにある  きょうだいがいる園で実施している

その他（自由記述）

8. 普段利用しているこども関連の施設や制度はどのようなものですか（複数選択可）

久留米市子育て交流プラザくるるん（フラッグ久留米サウス内）  久留米市児童センター（くるりあ六ツ門内）  久留米市地域子育て支援センター（公立保育所内等）  一時預かり保育所

その他（自由記述）  利用していない

9. こども誰でも通園制度について、期待している点や不安な点など、ご意見があればご記入ください

自由記述

質問は以上になります。ご協力ありがとうございました。